## 高等教育段階における教育費負担軽減制度の実施に向けた緊急提言

平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、 どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば大学等に進学できる社会へと変 革する「高等教育の無償化」を実現するため、授業料等の減免措置の拡充と併 せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やすことが示され、2020年4月から実 施することとされた。

また、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、無償化の対象範囲等が示されたことを踏まえ、文部科学省は、国と都道府県の役割分担を含めた制度の実施・運用に関する事項について検討・協議を行い、来年の通常国会に関連法案を提出するとしているが、政府予算案の決定が目前に迫っている中にあって、現段階では具体的な内容について協議が調っておらず、都道府県の財政負担や新たな事務負担が懸念される。

この制度の実効性を高め、国と都道府県による円滑な事務が行われるよう、都道府県と十分協議するとともに、次のことを要請する。

1 真に支援を必要とする者の負担軽減を図るという制度の趣旨に則り、授業料及び入学金の減免措置は、本来個人に給付されるべき額が確実に大学等に交付される制度設計とすること。

また、国と地方の負担の在り方の検討に当たっては、詳細な根拠等を示した上で、早急に地方と十分協議するとともに、新たな地方負担が生じることのないよう、既存の財政措置と明確に区別し、別途国の責任において、必要な地方財源を確実に措置すること。

- 2 都道府県が設置する公立大学や専門学校、都道府県が所轄庁となる私立専門 学校に係る機関要件の確認や交付等の事務を都道府県が担う場合には、それぞ れの実情を十分に踏まえつつ、次のことを確実に実施すること。
  - (1)全国統一的な手続きが円滑に遂行できるよう、国の責任において、明確な指針を策定すること。

また、その指針は、実施に必要な準備期間を十分に確保することができるよう、早期に策定し、都道府県に示すこと。

(2)必要となる標準的な事務処理体制を提示するとともに、事務の実施に必要な財源措置を講じ、その財源は全額国費とすること。

また、多くの私立専門学校を所轄する都道府県では、膨大な事務負担が想定されることから特に配慮すること。

平成30年11月7日

全国知事会 会長 埼玉県知事 上 田 清 司 文教環境常任委員長 秋田県知事 佐 竹 敬 久